

令和2年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年9月4日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会（開議） 令和2年9月4日（金）9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 12番 高宮 陽一 議員 14番 遠藤 義光 議員

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	大西 洋二
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	藤川 芳人	水産振興室長	砂本 進
財政課長	石田 寛弥	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	濱田 勉	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	社会教育課長	野津 千秋
福祉課長	中林 眞	布施支所長	竹本 久
保健課長	井上 朋張	五箇支所長補佐	石橋 忠夫
環境課長	原 秀人	都万支所長	高梨 勇光
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

1. 町長提出議案の題目

- 議 第 82 号 令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)
- 議 第 83 号 令和2年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 議 第 84 号 令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算
(第1号)
- 議 第 85 号 令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算
(第1号)
- 議 第 86 号 令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算
(第1号)
- 議 第 87 号 令和2年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 88 号 令和2年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 89 号 令和2年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 90 号 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設置及び管理条例の一部を改正
する条例
- 議 第 91 号 隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 92 号 隠岐の島町訪問看護ステーション設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 93 号 隠岐の島町防災行政無線設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 94 号 隠岐の島町役場の位置を定める条例を廃止する条例
- 議 第 95 号 町道路線の認定について
- 議 第 96 号 隠岐の島町の区域内に新たに生じた土地の確定について
- 議 第 97 号 字の区域の変更について〔東郷小田〕
- 議 第 98 号 工事請負契約の締結について〔島後清掃センターごみ受入れ設備建築工事〕
- 議 第 99 号 物品購入契約の締結について〔小型ガス式フライヤー一式購入〕
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 認定第 1 号 令和元年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 2 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和元年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 令和元年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算に認定について
- 認定第 9 号 令和元年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10 号 令和元年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11 号 令和元年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 令和元年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13 号 令和元年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

○議長（米澤壽重）

ただ今から、令和2年第3回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により12番：高宮 陽一 議員、14番：遠藤 義光 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 決 定 の 件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの14日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの14日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る令和2年第2回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。感染症の収束が見えない状況下ではありましたが、感染対策を実施した中で開催された会議等についてご報告いたします。

はじめに、7月6日に、島根県監査委員協議会総会・研修会が松江市で開催され、監査委員と事務職員が出席しました。最初に監査事務の功労者表彰があり、6年以上在職実績のある監査委員3名の方が表彰されました。総会では協議会の令和元年度会務報告及び収支決算報告、令和2年度事業計画及び収支予算案の説明、要望決議並びに役員の補欠選任が議題に挙げられ、すべて可決、承認されております。

続いて開催された研修会では、全国町村監査委員協議会顧問で公認会計士の池田昭義先生^{いけだあきよし}の講話があり、監査報告書の書き方などの技術的な部分や、監査基準を定めるうえでの考え方等について、大変興味深い内容であったと報告を受けております。

次に、8月28日に、島根県町村議会議長会臨時総会と、これに併せて知事との意見交換会が開催されました。

臨時総会では、令和元年度決算の認定、令和2年度の補正予算案及び新型コロナウイルス感染症に係る決議案が上程され、全会一致で可決、承認されました。

続いて開催された知事との意見交換会では、令和3年度の島根県予算に対する要望について、各町村議長から意見が出され、知事よりそれに対する県の考え方についての意見を述べられました。本町議会からの要望については、前向きな意見をいただくことができましたのでご報告いたします。

次に、去る6月定例会において議決されました、議員並びに委員会提出議案について、お

手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧いただきたいと思っております。

次に、請願・陳情につきましては、本日までに4件の要望を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしました。

次に、8月31日付けで安部大助議員より副議長職の「辞職願」が提出され、地方自治法第108条の規定に基づき、同日、これを受理しましたのでご報告いたします。

なお、空席となりました副議長の選出につきましては、議会運営委員会に諮りこれを決定したいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

最後に、8月7日の豪雨災害につきましては、町道や農林業施設の被災、家屋への土砂の流入や浸水など甚大な被害があったものの、人命にかかわる被害が無かったことは不幸中の幸いでありました。

近年の異常気象による、想定を超える自然の猛威に対して、自治体においては災害に強い町づくりに努めることはもちろんであります。各家庭においても“自らを守る”“地域を守る”、そのための準備を平時から取り組んでおかなければならないと再認識をいたしたところでもあります。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

ここで、安部大助議員から発言を求められていますので、これを「許可」します。

8番；安部 大助 議員

○8番（安部大助）

この場をお借りしまして、副議長辞職にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。

昨年5月の「臨時議会」におきまして、多くの議員の皆様からご推挙を賜り副議長という要職に就かせていただきました。議員として、まだまだ未熟だった私ではありますが、議員の皆様のご温かいご指導、ご鞭撻、そして町長はじめ執行部の皆様のご協力、さらには事務局の皆様方のサポートがあり、今まで続けて来られました。

しかしながら、今回、私の一身上の理由により副議長という職を辞職いたします。本来であれば、任期満了まで議長を支えて円滑な議会運営を進めていかなければいけません。それができなくなることを、そして何より、議長含め多くの皆様方にご迷惑をおかけしますこと、心からお詫び申し上げます。

今後は一議員として、住民の皆様の負託に応え前進してまいります。今後とも変わらずご指導、ご鞭撻をお願いすることを申し上げ、副議長の辞職の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

皆さんおはようございます。

令和2年第3回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、先般の豪雨災害におきましては被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

50年に一度と言われました今回の災害は、近年の大災害であった平成19年以来2度目の銚子ダムの越流が発生し、八尾川沿線の皆様方に避難勧告を発令、また、各地で土砂崩れ、道路の陥没を引き起すなど、我が町に甚大な被害をもたらしました。

今後、国、県当局と十分な協議のもと、一刻も早い復旧に向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本議会定例会は今月末の庁舎移転を控え、いよいよ現庁舎での最後の議会となります。長年慣れ親しんできた本会議場での最後の審議となりますが、本日は、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正並びに令和元年度決算認定案件など34件の諸議案をご提案させていただいております。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私共執行部に適切にご指導を賜りますようお願い申し上げます、招集にあたってのごあいさつといたします。

それでは、6月に開催をいたしました「第2回議会定例会」以降の、主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、先ほども申し上げましたが8月7日に発生いたしました豪雨災害につきまして、ご報告申し上げます。

8月7日未明より降り続いた雨は、9時57分までの時間雨量70.5ミリメートル、11時30分までの24時間雨量は247ミリメートルを記録し、本町に大きな傷跡を残しました。

家屋の床上、床下浸水をはじめ、町道や農林道の土砂崩れなど、町内全域において甚大な被害が発生しております。

大雨により被害に遭われた皆様方には、謹んでお見舞いを申し上げます。

この度の集中豪雨は、近年各地で人的被害が発生している規模に匹敵する雨量であり、八尾川下流域にお住まいの皆様方に対して「避難勧告」も発令したところです。

幸い、人的被害の報告もなく安堵いたしました。災害への備えの重要性について、改めて認識させられたところでございます。

現在、被災箇所の早期復旧に向け、総力を挙げて作業を進めているところでありますが、崖崩れによる土砂撤去や復旧工事のための測量設計など、迅速に対応すべき作業に係る経費につきましては、補正予算の専決処分により執行させていただきますので、議会におかれましては、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、集中豪雨による被災状況の詳細につきましては、本日議会終了後の全員協議会において、担当課より説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、公共事業の推進に関する要望活動につきまして、ご報告申し上げます。

8月20日に、本町の団体、機関等の代表者で構成される「隠岐の島町の安全と活力ある島づくり協議会」といたしまして、島根県の真田土木部長をはじめ土木部幹部の皆様に対しまして、公共事業の推進に関する要望活動を行いました。

要望活動には、吉田県議及び、米澤議長にもご同行いただき、隠岐世界ジオパーク空港ターミナル拡張工事の事業着手に対するお礼を述べたうえで、主要地方道西郷布施線大久工区の早期完了をはじめとする重点公共事業5項目についてお願いをいたしました。

また、8月7日に本町において発生いたしました集中豪雨による被災箇所の早期復旧を図るために、国による激甚災害の指定等、島根県に対して協力を要請いたしました。

特に、この度の集中豪雨により発生した、銚子ダムの非常用洪水吐きからの越流に対しまして、近年、気象の変化による集中豪雨による被害が多発している現状を踏まえ、銚子ダムの洪水調節における能力の検証と八尾川治水対策の検討も併せてお願いをいたしました。

今後も機会を捉えて、島根県や国に対し要望活動を行い、離島における交通ネットワークの充実・強化や災害に強い地域をつくるための社会資本整備など、町民の皆様が安全・安心に暮らし続けることができる「まちづくり」を進めてまいります。

最後に、隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設の愛称決定につきまして、ご報告申し上げます。

6月25日から7月29日の約1か月間、隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設の愛称募集を行いましたところ、町内はもとより全国から123名、205点ものエントリー作品を

応募いただき、8月4日に行われました審査委員会の厳正なる審査の結果「隠岐ジオゲートウェイ」に決定されました。

島の玄関口にふさわしく、ゲート、門をくぐり、その先に広がるジオパークへの道、ウェイとなることに期待を込めたものでありまして、この度決定された愛称にふさわしく、町民の皆様や、来島される大勢の皆様方に、親しくご利用いただける施設となりますことを大いに期待をしているところであります。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、6月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（米澤壽重）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第82号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」から認定第13号「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの34件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました34件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議第82号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」から議第89号「令和2年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第1号）」までの8件の補正予算についてご説明いたします。

まず、議第82号の「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1億1,030万円の追加でありまして、補正後の予算額を211億2,677万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、航空機利用促進対策事業、残土処理場管理運営事業、宇屋川河川改修事業、隠岐島油槽所運営事業、産業人材育成事業、危険家屋対策事業等に要する経費を追加

しております。

また、人件費につきましては、4月の人事異動等に伴いまして補正計上しております。

併せて、国から交付される予定の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として充当しております。

次に、議第83号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は111万6,000円の増額でありまして、補正後の予算額を20億2,154万6,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額であります。

次に、議第84号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は61万5,000円の減額でありまして、補正後の予算額を9,248万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額及び備品購入費の増額であります。

次に、議第85号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は177万円の減額でありまして、補正後の予算額を1億2,063万円とするものであります。

補正の主な内容は、医師人件費の減額と隠岐病院医師派遣負担金の増額であります。

次に、議第86号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は30万9,000円の増額でありまして、補正後の予算額を1億2,450万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額であります。

次に、議第87号の「令和2年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は545万7,000円の増額でありまして、補正後の予算額を20億8,565万7,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費及び施設管理費の増額であります。

次に、議第88号の「令和2年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は4万1,000円の増額でありまして、補正後の予算額を2,274万1,000円とするものであります。

補正の内容は、人件費の増額であります。

次に、議第89号の「令和2年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は61万2,000円の増額でありまして、

補正後の予算額を 931 万 2,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、へき地診療対策費補助金償還金であります。

続きまして、議第 90 号から議第 94 号までの 5 件につきましては、条例の一部改正及び廃止に関する議案であります。

まず、議第 90 号の「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。施設内に大型コインロッカーを設置し、利用者の利便性の向上を図り、適正な管理を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 91 号の「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。規定されている施設のうち、運搬車両などの動産につきましては、管理規則を別に定めることとし、対象から除外するものであります。

次に、議第 92 号の「隠岐の島町訪問看護ステーション設置及び管理条例等の一部を改正する条例」についてであります。役場新庁舎への移転に伴い、役場庁舎内に設置しております。隠岐の島町訪問看護ステーション、隠岐の島町地域包括支援センター及び隠岐の島町福祉事務所について、それぞれの設置及び管理条例に定められた住所を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 93 号の「隠岐の島町防災行政無線設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。役場新庁舎への移転及びデジタル化工事に伴い、通信所の設置場所を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 94 号の「隠岐の島町役場の位置を定める条例の廃止」についてであります。役場新庁舎への移転に伴う住所の変更により、現庁舎の位置を定める条例を廃止する必要性が生じたので、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 95 号から議第 97 号までの 3 件につきましては、町道路線の認定及び新たに生じた土地に関する議案であります。

まず、議第 95 号の「町道路線の認定について」であります。今回認定する中村 181 号線は、国道 485 号線道路改良工事に伴い、旧国道部分を引き継ぐため、町道名をつけ認定するものであります。

次に、議第 96 号の「隠岐の島町の区域内に新たに生じた土地の確認について」及び議第 97 号の「字の区域の変更について」であります。県道西郷布施線の道路改良事業の実施に伴い、東郷地区の公有水面の埋め立てが完了いたしましたので、新たに生じた土地の確認及び字区域を変更するにあたり、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 98 号及び議第 99 号の 2 件につきましては、工事請負及び物品購入の契約締結に関する議案であります。

まず、議第 98 号「工事請負契約の締結について〔島後清掃センターごみ受入設備建築工事〕」についてであります。去る 8 月 17 日、4 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 金田建設が落札いたしましたので、同社と契約金額 1 億 8,260 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 99 号の「物品購入契約の締結について〔小型ガス式フライヤー一式購入〕」についてであります。去る 8 月 25 日、10 者による指名競争入札を執行しましたところ、株式会社 隠岐ガスが落札いたしましたので、同社と契約金額 943 万 8,000 円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、諮問第 1 号から諮問第 3 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。本町の人権擁護委員 10 名のうち、3 名が本年 12 月 31 日をもって任期満了となることから、引き続き野津憲一氏及び重栖隆快氏を、また新たに中西和志氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、認定第 1 号の「令和元年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 13 号「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件 13 件につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の「意見書」をつけて、議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定により、決算認定にあたり健全化判断比率と、その関係書類につきましても監査委員の審査に付し、監査委員の「意見書」をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

以上、34 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 7. 決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、決算審査の報告を求めます。

番外：嶽野代表監査委員

○番外（ 代表監査委員 嶽野正弘 ）

町長から審査に付されました、令和元年度隠岐の島町一般会計、特別会計、及び公営企業の上水道事業会計の決算審査を、池田信博議員と監査を行ってまいりました。本日は私、嶽野から報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、意見書の説明前にお断り申し上げます。

意見書は本文と 12 ページ以降の調査によって作成した資料がございます。

本文の該当事項の際に、資料の説明も併せて行いますのでご了承ください。

それでは、一般会計・特別会計の決算審査の意見等について、意見書に沿って報告いたします。

「第1 審査の概要」ですが、「1 の審査の対象」は、一般会計及び 11 の特別会計の決算を対象としております。

「2 の審査の期間」は、例年より早く 8 月 3 日に始め、お盆を挟み 28 日までの合計 6 日間をかけて実施いたしました。

「3 の審査の手続き」は、町長から提出されました「歳入歳出決算書」など 4 つの書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か、及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか、などに主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを隠岐の島町監査基準に準拠して実施いたしました。

審査は、歳入においては調定額と収入未済額、予算現額と収入済額との差額の発生理由について調査を行いました。

歳出においては予算の未執行及び不用額が多額な科目、事業の内容調査、そして繰出金及び基金の状況について重点的に調査を行いました。

「第2 審査の結果」で「1 の決算計数について」は、提出された各調書に誤りの無いものと認めました。

しかし、収入未済額の審査をする中で、2 件の調定額の誤りが判明いたしました。16 ページ以降に「別表④ 収入未済額」がございますが、19 ページをお開きください。

審査の状況欄に黒い星印がある 2 項目で、住宅使用料と小学校費補助金で、その誤りの金額について記述しております。

この調定誤りは、会計事務及び出納閉鎖後における決算書全体に及ぶ修正は困難なこと、

また歳入・歳出の決算金額には誤りがなかったことから当意見書でその旨を記述・記録することで決算書の修正はしないことになりましたので、その旨了承お願いいたします。

また、前年の平成 30 年度決算書の収入未済額と令和元年度決算書の調定額との整合性の審査において、前年度の決算審査後に過去に遡っての更正や調定額の誤りを見つけて修正処理したことによって、金額の不一致の科目がありましたが、内容調査の結果、令和元年度の決算書の調定額は正当であることを確認いたしました。

「2 の財政状況、(1) の一般会計」の説明をいたしますので、「別表① 年度比較」をお開きください。

令和元年度の予算規模は182億2,695万5,000円で、決算規模は歳入が177億9,934万3,000円、歳出が175億4,851万8,000円でした。

前年度との比較は、3及び4の表のとおり、予算規模で14億5,842万2,000円8.7%の増であったことから、決算額の歳入では10.9%、歳出でも10.9%それぞれ増となっております。

歳入歳出の差引額は2億5,082万5,000円となり、翌年度に繰り越す財源4,042万6,000円を差し引きました2億1,039万9,000円が実質収支額となります。うち地方自治法第233条の2の規定によりまして1億1,000万円を基金に積み立てをするものです。

以下、本文では収入率、執行率について記述しておりますが、別表で説明いたします。

収入率などは、1の表の合計欄を見ますと収入率は97.7%、執行率は96.3%となっております。

収入率等の説明は本文で記述しておりますが、収入率は100%に近いほどよく、執行率は本町の元年度の予算規模から98%程度が適正な数値と試算いたしました。令和元年度決算のこれらの数値は、低い数値となりましたが、それは繰越明許費が主な要因と考えております。翌年度への繰越事業費を100%の収支があると推計して試算いたしましたら、収入率は100%、執行率は98.8%となりました。執行率は若干高く、厳しい財政状況の裏付けとなっております。

次に、「(2) の特別会計」ですが、「別表② 特別会計の決算状況」をお開きください。

令和元年度の差引欄のとおり、全会計において黒字決算となっております。

なお、駐車場事業と中財産区を除いたほかの特別会計には、一般会計からの繰入金があり、その総額は9億3,436万4,000円で、特に国保会計、下水道会計と後期高齢者会計の増額が大きく、総額で前年比3,474万4,000円の増となっております。

「第3の審査意見」については三点掲げました。

まず、一点目の予算執行率等についてですが、先ほど申しましたように収入率、執行率ともに低いことは要注意と考えております。

その要因は繰越事業費によるものであることは先ほど述べましたが、ここ数年の決算において、事業の大規模化による継続費や繰越事業とは別に、町道整備事業などにおいて繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念しております。

なお、先ほど繰越事業を勘案した試算数値について、ほぼ良い数値でしたが、予算科目によっては数値の低い科目もあり、特定財源の減額収入による財源不足、歳出予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行った議会や住民に対して信頼を損なうこととなりますので、適正な補正予算の編成など、今後の予算編成において十分留意いただきたいと意見を申し上げます。

また、予算編成に関連して「別表③ 一般会計決算状況」をお開きください。

予算の欄をご覧くださいますと、当初予算額は191億5,000万円を計上しておりましたが、建設事業の次年度以降への先送りなど諸々の要因によって結果的には衛生費と災害復旧費を除く科目では減額補正を行っており、当初予算の8.8%、16億9,000万円を減額補正行っております。

昨年に引き続き多額な減額補正をしておりまして、その要因をさらに精査して、翌年度以降の予算編成に活かしていただきたいと意見を申し上げます。

次に、「別表⑤ 繰越明許費」をお開きください。

繰越事業によって収入率や執行率が低いと申し上げました。

繰越明許費は当該年度での補正ができないことから、事業費を加算して繰越することがあり、予算額に対して収入不足や支出不用額が発生してしまして、問題となるのは、決算額で繰越事業充当の一般財源が前年度から繰越された財源5,360万6,000円を746万円も超過し、当該年度の一般財源から補填されたことです。この状況は好ましくない会計処理であると考えるところです。

繰越額の積算にあたっては事業費と財源について十分留意いただきたいと意見を申し上げます。

二点目は、税等の滞納処理についての件です。

表は、一般会計他3特別会計の収入未済額の状況ですが、この金額は決算書金額と異なり、調定誤り金額を修正した金額となっております。

収入未済額の合計は4億9,046万円、うち滞納額が1億3,446万4,000円、繰越明許費の

財源が3億5,599万6,000円となりました。

詳細な内容は「別表④ 収入未済額」にありますが、今日は時間の関係上、説明を割愛いたします。

これに上水道事業会計の水道料の収入未済額3,261万2,000円を加えると、1億6,707万6,000円にもなると試算しているところです。

収納状況は、徴収対策本部を中心にした職員の努力によりまして滞納分の徴収率が向上し、滞納総額が前年度より減少していることを評価しております。しかし、数人の大口滞納者の金額が相当なウェイトを占めていることや、新規の滞納者が発生している現状があることから、より一層、徴収業務に努力するよう望むものであります。

また、徴収事務の課題となっていた私債権の取り扱いについては、令和2年7月施行の債権管理条例等によって事務的な制度が整ったことから将来における徴収成果に期待しているところです。

そのためには、職員の取り組みやすい職場環境の整備、組織体制を構築していただきたいと意見を申し上げます。

不納欠損処理は、一般会計他3特別会計で法的根拠に基づき適正な処理が行われていましたが、1,171万7,000円もの多額な財源を放棄した事実を重く受け止め、公平公正な徴収業務を行うため、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うことに心掛けていただきたいと意見を申し上げます。

意見の三点目、財政の健全化等については、総論と基金及び繰出金についての意見を申し上げます。

まず「総論」として、地方交付税の町村合併にともなう特例措置による加算が無くなる一本算定は今年、令和2年度からです。また、減り続けてきた公債費も大規模事業の借入金の返済が始まりますと増加に転じ、ますます厳しい財政状況が予測されます。

真に住民のためとなる多種多様な行政施策を展開するために、更なる財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたいところです。

次に「基金について」ですが、地域振興基金や、ふるさと応援基金を活用した事業が展開されました。年度末の基金残高は前年度から3億4,623万円減額となった51億5,489万9,000円となっております。

自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望むものであります。

次に、「繰出金について」ですが、繰出金の総額は年々増加しております。

基準外繰出金は、国からの財源措置はないが、町の政策方針として特別会計運営のために予算化する繰出金であります。

しかし、その一般会計からの繰入金によって特別会計が最終的に黒字決算となったことで、その特別会計の運営状況が適正に判断できているかどうか分からないことを懸念しております。

繰出金の積算根拠を明確にして、客観的にみて安易な通常の運営経費の赤字補填と思われる繰出金については、ご検討いただきたいと思いますと考えております。

以上が、令和元年度一般会計、特別会計の決算審査の報告でした。

続きまして、決算審査と同時に行いました「基金の運用状況の審査について」報告いたします。

定額の資金を運用している用品調達基金と土地開発基金の運用状況について、審査を行いました。

審査の結果、基金の運用状況は表のとおりであり、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められました。

意見といたしまして、用品調達基金については、施行規則を順守した運用を心掛けていただきたいと思いますし、土地開発基金については、将来の基金の需要額を見据え、今後のあり方についてご検討いただきたいと思いますとしております。

続きまして、「普通会計の財政健全化の審査」について報告いたします。

普通会計における、健全化判断比率の四項目について審査を行いました。

審査の結果ですが、まず、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

意見といたしまして、赤字関係の比率は黒字決算であることから問題はなく、実質公債費比率は前年度より低減し良好な数値を示し、将来負担比率は前年度より若干悪化したものの問題の数値ではないと判断されることから、是正改善を要する事項は無いといたしております。

続きまして「上水道事業会計歳入歳出決算の審査意見」について報告いたします。

「2の審査の期間」は、一般会計等の審査と同時に行い、うち8月5日は上下水道課の事務所にて重点的に行いました。

「3の審査の手続き」は、「決算報告書」ほか提出書類が、関係法令に準拠して作成され、上水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸

帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を隠岐の島町監査基準に準拠して実施いたしました。

「第2審査の結果」は、提出書類は関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、上水道事業の経営成績及び令和元年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

「2の予算執行状況について」報告いたします。

収益的収入は、予算額6億2,151万2,000円に対して収入額は5億9,583万8,000円で収入率は95.9%、水道使用料の収入率は97.3%でした。

一方、収益的支出は、予算額5億5,947万円に対して支出額は5億4,762万1,000円で執行率は97.9%でした。

資本的収入は、予算額5億3,594万5,000円に対して収入額は3億9,875万8,000円で、収入率は74.4%と前年度の89.5%より15.1ポイント低くなっております。

一方、資本的支出は、予算額8億7,232万6,000円に対して支出額は6億6,260万1,000円で執行率は76.0%でした。

収入率、執行率ともに低い率となったのは、翌年度への繰越事業が主な要因となっております。

「3の経営状況」です。

営業収益は、4億2,195万2,000円で前年度より43万3,000円、0.1%の微減、うち給水収益は4億2,077万3,000円と前年度より51万4,000円、同じく0.1%の減収でした。

収益の減は、給水人口が234人、1.7%減少し、有収水量も38,292^m₃、2.3%減少していることが要因です。

一方、営業費用は4億5,579万7,000円で前年度より8,601万3,000円、18.9%減額となりました。

この要因は、簡易水道統合引受資産の償却期間満了に伴う減価償却費の減であります。

営業収益、営業費用に営業外の収支などを合算して、その差引額は2,554万3,000円の黒字決算となって、当年度末処分利益剰余金は1億5,769万円の決算となりました。このほかに減債積立金が1,230万円あります。

「第3の審査意見」ですが、まず一点目は、健全な企業運営についてです。

減ってきていた減価償却費は今後増加が見込まれることから、将来の財政負担を考慮した中長期的な計画を策定のもと、住民のために健全な企業運営を求めています。

二点目は、収入未済金についてです。

決算書と審査時点での調査数値を並べて記述しておりますが、3月分の水道料が収入未済金となる会計制度上、審査時点の3,261万2,000円が実態ととらえて、その内容で報告いたします。

水道料の未収金は前年度より172万5,000円の減、滞納者数は7件減って282件と減る傾向ですが、新規未納者が53名いること、また50万円以上の大口未納者数は15件1,305万6,000円と報告があったことから、徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保していただきたいと思うところであります。

続きまして、「公営企業の経営健全化の審査」について報告いたします。

審査の結果ですが、資金不足比率、その算定基礎及び比率が適正に作成されているか審査するものでありますが、書類は適正に作成されていることを認めました。

なお、資金不足比率は、経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、該当比率は生じないことから問題はなく、是正改善を要する事項はありませんでした。

以上をもちまして、一般会計と特別会計、並びに上水道事業会計の「決算審査報告」、併せて行いました関係する各審査についての報告といたします。

○議長（米澤壽重）

以上で、「決算審査報告」を終わります。

ただ今から、10時45分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時30分 ）

○議長（米澤壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時45分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時45分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時45分 ）

○議長（米澤壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 11時20分 ）

（ 本会議再開宣告 11時20分 ）

日 程 第 8. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

9月7日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は9月8日に開き、「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 11時22分)

以 下 余 白